

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四第

行發日一月一年六正大

論說

官業問題ニ就キテ(一).....	法學博士 神戸正雄
體質廢頽問題(二).....	法學博士 財部靜治
戰時ノ我輸出品ノ粗製濫造(二完).....	法學博士 戸田海市
消費ニ關スル學說ノ發達(二).....	瀧本誠一
經濟心理學ノ組織的研究(二).....	米田庄太郎
米券倉庫ヲ論ス(二完).....	法學士 河田嗣郎

雜錄

賤民名稱考.....	文學博士 新村出
女ニ子ヲ生マス政策.....	米田庄太郎
原始亂婚ニ就イテ.....	文學士 高田保馬
寶曆ノ豫算.....	法學士 本庄榮治郎
歐洲ニ於ケル工場監督機關ニ就テ(二完).....	法學士 山本美越乃
經濟雜話(七).....	法學博士 田島錦治
戰後ニ對スルニ大準備.....	法學士 河田嗣郎
新著紹介及ビ寄贈書目.....	

歐洲ニ於ケル工場監督

機關ニ就テ (二) 卷

山本美越乃

今參考ノ爲メ英・獨・佛・澳・白・瑞等ニ於ケル
工場監督機關ノ員數ヲ表示セバ左ノ如シ。*

職名	員數
工場監督長官	一
同 副長官	二
工場監督官	三
危險工業監督官	一
電氣工業監督官	一
中央工場監督機關ニ屬セル以上ノ他ノ監督官	六
計二三四名	

(英 國)

工場監督部長	六
上級工場監督官	七〇
下級工場監督官	五四
女子工場監督官	二〇
上級工場監督官補	二六
下級工場監督官補	二九
織物工業監督官	一
同 監督官補	四

(普魯西)

工業顧問	三五
同 補助	九
工業監督官	一八七
工業監督官補	九三
他ニ女子助手	一八
計三四二名	

(イードン)

工業監督官及同補	一八
女子工業監督官	二
計二〇名	

(ざくせん)

工業顧問	五
工業監督官	一五
工業監督官補	三四
女子工業監督官	六
他ニ化學部擔任	六
計六六名	

(佛 國)

各區勞動監督官	一一
(全國ヲ十一區ニ分ツ)	
各地方勞動監督官	一一三
及同補	
(區ヲ更ニ地方別トス)	
同女子勞動監督官	一八
計一四二名	

(英 太 利)

- 中央工業監督官長 一
- 工業監督官長 一四
- 上級工業監督官 二七
- 下級工業監督官 二三
- 上級監督官代理 五
- 下級監督官代理 四八
- 女子工業監督官補 五
- 勞働者工業監督官補 二
- 他ニ衛生顧問 一

計二六名

(白 耳 義)

- 中央勞働監督官長 一
- 勞働監督官長 二
- 地方勞働監督官長 五
- 勞働監督官 四
- 地方勞働監督技師 五
- 勞働監督官補 一〇
- 勞働監督官代理 三
- 女子勞働監督官 二

計四二名

(瑞 西)

- 聯邦工場監督官 三
- 上級工場監督官補 三
- 下級工場監督官補 三

計九名

(五)工場監督官ノ地位 歐洲ニ於テハ工場監督官ノ採用ニ慎重ノ注意ヲ加フルコト前述ノ如クナルト共ニ、又其ノ地位モ一般ニ他ノ官吏ニ比較シテ遜色アルヲ見ズ、此ノ如ク其ノ選任ヲ嚴ニスルノ結果ハ、一ト度工場監督官ノ職ニ就ク時

ハ、之ヲ以テ殆ンド終生ノ任務トナス者多ク、從テ監督上ニ於ケル熱心及經驗ハ豐富ナル豫備的ノ知識ト相俟テ、漸次企業者及勞働者ノ信用ヲ博シ、勞働上ノ諸般ノ問題ノ發生ニ際シテモ、監督官ノ仲裁又ハ調停ニ信賴シテ其ノ解決ヲ告グルコト決シテ稀ナリトセズ、故ニ歐洲ニ於テハ工場監督官ハ、一面ニ於テハ國家ノ機關トシテ工場監督ノ任ニ當ルト共ニ、他面ニ於テハ企業者對勞働者間ノ諸種ノ紛爭ノ調停機關トシテ、缺ク可カラザル樞要ノ地位ヲ占メツツアリ。

斯カル特質ハ一般ニ歐洲ノ工場監督官ニ於テ初メテ之ヲ發見スルコトヲ得ベク、米國ノ如キハ是等ノ點ニ關シテハ遙カニ劣レルノ感アリ、蓋シ米國ノ工場監督官ハ其ノ豫備的知識ニ於テ又其ノ採用方法ニ於テ、歐洲諸國ノ如クニ嚴ナラザルノミナラズ、自ラモ亦極メテ重要ナル公職トシテ終生之ニ從事セントスルガ如キ決心ヲ有セズ、或ハ自己ノ職權ヲ利用シテ企業者ニ接近シ機會ヲ得バ其一員中ニ加ハルカ、若クバ他ニ有望ナル地位ヲ獲ルニ至ル迄一時工場監督官

タラントスルガ如キ者モ渺ナカラズ、故ニ其ノ成績ハ概シテ歐洲諸國ニ於ケルガ如クニ良好ナリト稱スルヲ得ズ。

歐洲各國中工場監督官ノ俸給ノ最モ高キハ英國ニシテ、他ノ諸國ニ於テハ就任後數年間ハ一箇月我ガ百圓内外ニ相當スル俸給ヲ受クルニ過ギズ、然レドモ各人ノ技量・成績及勤続年數等ヲ參酌シテ漸次昇進セシメ、又老衰・疾病等ノ爲メニ其ノ職務ニ堪エザルニ至ル時ハ、年金ヲ給シテ生活ニ保障ヲ與フルノ制度ヲ設ク。參考ノ爲メ主要ナル歐洲諸國ノ工場監督官ノ待遇ノ一端ヲ示セバ左ノ如シ。

職名	俸給年額
工場監督長官	五、八九八〇
同 副長官	三、六四一・八一四・七九八五
工場監督醫官	二、四三三・三一五・九三三〇
工場監督部長	二、九一九・六一五・四九一八
上級工場監督官	一、四九九・九七一・七六六八
下級工場監督官	九七三・二〇一・五九一・九九
女子工場監督部長	一、四九九・九七一・七六六八
女子上級工場監督官	一、四九九・九七一・七六六八
女子下級工場監督官	九七三・二〇一・五九一・九九
上級工場監督官補	七九一・九七一・七六六八
下級工場監督官補	四六六・六一一・二六三・三〇

國	職名	級	俸給年額
(普魯西)	工業監督官	一	七、五〇〇—一、四三三・六〇
	工業監督官補	二	六、二〇〇—一、八三三・〇〇
	工業監督官	三	七、四〇〇—一、八五八・〇〇
	工業監督官補	四	五、九〇〇—一、六五八・〇〇
	工業監督官	五	一、四二二・四〇〇—一、六四二・〇〇
	工業監督官補	六	五、七一一・九三三・〇〇
	工業監督官	七	四、八〇〇—一、五七三・〇〇
	女子工業監督官	八	四、八〇〇—一、五七三・〇〇
	女子工業監督官補	九	四、八〇〇—一、五七三・〇〇
	勞働者助手	十	四、八〇〇—一、五七三・〇〇
(佛 國)	各區勞働監督官	一	一、四四四・〇〇
	各區勞働監督官	二	一、四四四・〇〇
	各區勞働監督官	三	一、四四四・〇〇
	各區勞働監督官	四	一、四四四・〇〇
	各區勞働監督官	五	一、四四四・〇〇
(奧 太利)	中央工業監督長官	一	一、四四四・〇〇
	工業監督官長	二	一、四四四・〇〇
	上級工業監督官	三	一、四四四・〇〇
	下級工業監督官	四	一、四四四・〇〇
	女子上級工業監督官	五	一、四四四・〇〇
(白 耳 義)	中央勞働監督長官	一	一、四四四・〇〇
	勞働監督官長	二	一、四四四・〇〇
	地方勞働監督官長	三	一、四四四・〇〇
	勞働監督官	四	一、四四四・〇〇
	勞働監督官	五	一、四四四・〇〇

〔勞働監督官
勞働監督官補
第六卷一三四・三〇
三〇一 三〇二・三〇三

〔聯邦工場監督官
上級工場監督官補
下級工場監督官補
一〇六・一〇七・一〇八・一〇九
一一〇 一一一・一一二・一一三・一一四

〔註〕右表：“Administration of Labor Laws and Factory Inspection in Certain European Countries”
ニ據レルヲ以テ單位ハ凡テ「弗」ニ換算セラル。

(六) 工場監督ノ標準 之ヲ歐洲諸國ノ工業法・工場法若クバ工場監督ニ關スル規定ノ實際ニ徴スルモ、各國ニ於テハ工場内ノ勞働ノ安全及ビ衛生狀態ヲ監督スルノ標準トナルベキ細密ナル一般ノ規定ヲ有セズ、獨逸ノ如キニ於テスラ工業監督官及業主ニ對スル唯一ノ標準トシテハ工業法中ニ業主ハ自己ノ負擔ヲ以テ勞働者ノ生命・健康及徳性ノ保護ニ必要ナル適當ノ設備ヲ爲サザル可カラザルコトヲ概括的ニ命ジツツアル以外ニハ、何等監督ノ標準トナルベキ細密ナル規定ヲ有セズ、然レドモ此ノ特ニ細密ナル標準ノ規定ヲ設ケザル事ハ、實ニ獨逸ノ工場監督制度ヲシテ却テ有效ナラシメタル所以ニシテ各監督官ハ自己ノ管轄地域内ニ於ケル各種ノ工

業若クバ工場ニ對シテ自ラ必要ト信ズル程度ニ於テ、適當ノ保護的施設ヲ命ズルノ權ヲ有シ、其ノ自由裁量ノ範圍ヲ廣カラシメタルコトハ、適マ監督官各自ノ研究心ヲ刺戟シ、時ト所トニ應ジテ機宜ノ處置ヲ謀マルコト勿ラシメタル原因ナリトス、故ニ獨逸ニ於テハ監督官ノ執務方針ニ付キテハ統一ノ準則ナルモノナク、全く無方針ナルガ如クニシテ然カモ尙ホ各監督官ノ品性及既得ノ技術的知識ニ依リ比較の完全且圓滿ニ其ノ實績ヲ擧ゲツツアリ、英國ニ於テモ亦最近危險ナル工業ノ取締ニ關スル特別ノ規定ヲ設ケ、是等ノ規定ハ業主及勞働者團體ノ意見ヲ徵シテ徐々ニ他ノ工業ニモ之ヲ及ボサシメントスル計畫アリシ以外ニハ、特ニ一般工場内ノ勞働ノ安全及衛生狀態ノ監督ニ關スル細密ナル準則ヲ有セズ、佛國及白耳義ニ於テモ危險ナル工業ニ關シテハ特別ノ取締規定存スルモ、廣ク一般工業ニ對シテハ監督ノ標準トナルベキ細則ナシ、唯壞太利ノミハ多少其ノ準則ヲ有シ、殊ニ政府ノ認可ヲ要スル新事業ニ在リテハ、工場内

(1) Gewerbeordnung für das Deutsche Reich, § 120, a, b, c.
(2) "Administration of Labor Laws and Factory Inspection in Certain European Countries," pp. 208-211 and 259-265.

ニ於ケル労働ノ安全及衛生ヲ保護スルニ足ルベキ特別ノ規定ヲ設ク。(3)

(七)工場ノ監督方法 歐洲諸國ニ於テハ一般工場ノ監督ニ一定ノ標準的細則ヲ有セザルモノ多キコトハ既ニ述ベタル所ノ如クナルヲ以テ、普通ノ工場監督官ハ工場法中ニ規定セラレタル事項ノ、實際遵守セラレツツアリヤ否ヤヲ監視スルヲ以テ、主タル職務トナスモノノ如シ、例ヘバ英國ニ於テハ幼少年及女子ノ労働・日曜又ハ休日労働・夜業若クハ労働時間ノ延長等ニ關スル取締規定ノ實效ヲ監視スルハ、労働階級中ヨリ選任セラレタル下級ノ監督官ノ任務ニ屬シ、上級監督官ハ唯全般のニ工場ヲ監督シ、保健設備及災厄ノ豫防方法等ヲ監視スルヲ以テ主タル任務トナセリ、然ルニ獨逸及奧太利等ニ於テハ業主ノ犯則行爲ノ檢舉ハ之ヲ警察官ニ一任シ、工場監督官ハ成ルベク業主ト圓滿ナル關係ヲ保持シテ、積極的ニ彼等ヲシテ犯行ナカラシメンコトニ注意シツツアリ、殊ニ獨・奧等ノ工場監督官ハ、新タニ事業ヲ計畫シ若クハ工場ヲ建設ス

ル場合ニハ、之ニ對シテ認可ヲ與フル前ニ最モ嚴密ナル検査ヲ行ヒ、苟クモ危険ノ虞レアルガ如キ設計又ハ工事ハ、極力之ヲ改修セシメズンバ止マズ、故ニ是等ノ國ニ於テハ新工場ニシテ監督官ノ検査ヲ通過シタルモノハ、爾後設備ノ點ニ關シテハ殆ンド監督ヲナスノ要ヲ見ズトサヘ稱ヘラレツツアリ、要スルニ獨・奧等ノ工場監督官ハ事後ノ監督ヨリハ寧ろ事前ノ監督ニ重キヲ置キ、業主ヲシテ最初ヨリ完全ナル工場ヲ設備セシメンコトニ全力ヲ傾注スルモノノ如シ、佛國及白耳義等ニ於テモ亦危険ナル工業ノ工場設計及工事ニ關シテハ、獨・奧等ニ於ケルガ如キ嚴密ナル監督方法存スルモ、監督官ノ員數比較的少ナキガ故ニ其ノ效果ハ左迄大ナラズ。

上述ノ如キ特別ノ任務ヲ除ク外ハ、一般ノ監督方法ニ關シテハ各國共ニ大差ナク、工場備付ノ帳簿・名簿・記錄其ノ他ノ書類ヲ檢閲シテ不備ノ點ヲ匡シ、労働者ノ労働狀態・衛生設備及危険ノ豫防等ニ注意スルヲ以テ通常トス。

(八)米國ノ制度トノ比較 歐洲ニ於ケル工場監督

(3) Do. pp. 237-246.

ノ制度ハ之ヲ對岸米國ノ制度ニ比較スル時ハ、
 制度其ノモノニ於テハ何等出色ノ點ナク、否ナ
 其ノ組織及監督ノ標準等ニ付キテハ、各國ノ長
 所ヲ參酌セル米國ノ制度ニ比シテ寧ろ遜色アル
 ニ拘ハラズ、然カモ其ノ實績ニ至リテハ遙ニ之
 ニ優レルモノアル所以ハ、(一)歐洲ニ於テハ工場
 監督ノ職務ハ一種ノ専門ノ業務ト看做サレ、
 各監督官ハ殆んど終生ノ事業トシテ熱心之ニ當
 リツツアルニ拘ハラズ、米國ニ於テハ然ラズシ
 テ多クハ一時的ニ其ノ任ニ當リ、從テ該業務ニ
 對スル熱誠ノ度歐洲諸國ノ監督官ニ比シテ劣レ
 ルコト、(二)歐洲ノ工場監督官ハ就任前ニ長日月
 ノ準備的教育ヲ受ケ、科學上ノ知識及技術上ノ
 訓練ニ於テ、業主又ハ工場專屬ノ技術者等ヲ服
 セシムルニ足ルノ實力ヲ備フルモ、米國ニ於テ
 ハ斯カル素養ヲ有セル監督官ニ乏シク、又適マ
 其ノ人ヲ得ルモ民間ニ於ケル人材ノ厚遇ハ永ク
 監督官ノ地位ニ甘ンセシムルコトナクシテ、轉
 職・轉業等ノ瀕繁ニ行ハルルコト、(三)歐洲ニ於
 ケル工場監督官ノ地位ハ比較的安固ニシテ、其

ノ技量・成績及勤續年數等ヲ參酌シテ昇進ノ確
 保セラルルト共ニ、老後ノ生活ニ對スル保障制
 度等モ亦完備セルモ、米國ニ於テハ是等ノ點ニ
 關シテ歐洲諸國ノ如キ完全ナル制度ヲ有セザル
 コト等ニ原因スルモノナリ。

以上要述セル所ニ由リテ之ヲ觀レバ、一方ニ
 於テハ生産ノ根本要件ノ一タル勞力保全ノ目的
 ヲ達スルト共ニ、他方ニ於テハ企業ノ安固ヲ計
 ラントスル主旨ヲ以テ制定セラレタル工場法ノ
 運用ヲ全カラシメント欲セバ、工場監督機關ノ
 完成ハ最先ノ急務ニシテ、法規ノ完備ハ之ガ運
 用ノ任ニ當ルベキ人ノ精選ニ及バザルコトハ、
 既ニ述ベタル歐米諸國ノ實驗ニ徴スルモ明ラカ
 ナルヲ以テ、吾人ハ我が當局及直接工場法規ノ
 運用ニ關與スル士ノ深ク思フ茲ニ致シ、形骸以
 外常ニ法ノ精神ヲ探求シテ、所謂「死法ノ活用」
 ヲ期センコトヲ冀テ止マズ。(完)